

令和3年度 第1回 四国中央市農業委員会

総会議事録

四国中央市農業委員会

令和3年度第1回農業委員会総会日程表

日 時 令和3年4月5日（月） 午後1時30分～

場 所 JAうま総合経済センター 会議室

招集者 四国中央市農業委員会会長 高橋 博

議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可後の取消願について

日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(利用権貸借)

日程第7 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(所有権移転)

日程第8 議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

日程第9 諮問第1号 法定外公共財産（水路）の用途廃止について

日程第10 諮問第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

出席委員（19名）

1 大西嘉一郎	2 尾藤元一	3 高橋忠明	4 横尾昇
5 押条和司朗	6 中泉敏則	7 鈴木修三	8 篠原京子
9 星川俊夫	10 高橋博	11 坂上宏	12 眞鍋晴豊
13 鈴木博美	14 高橋藤信	15 鈴木和治	16 鈴木秀幸
17 寺尾悟志	18 則友祝幸	19 石川武将	

出席農地利用最適化推進委員（25名）

1 脇 純 樹	2 石 川 茂	3 薦 田 悦 男	4 森 川 雅 之
5 石 川 俊 治	6 佐 藤 保 之	7 宇 高 勉	8 鎌 倉 静 夫
9 尾 崎 之 隆	10 喜 井 仁 志	11 村 上 紘 一	12 三 宅 恒 久
13 紀 井 正 明	14 受 川 清 男	15 河 村 一 碩	16 合 田 篤 夫
17 鈴 木 一 郎	18 眞 鍋 聖 二	19 川 上 雅 司	20 渡 辺 昇
21 越 智 寧	22 村 上 佳 清	23 近 藤 良 啓	24 高 橋 祥 志
25 鈴 木 敏 也			

出席した職員

事務局長 篠 原 敬 三	次 長 大西かおり	係 長 船場 敦司
係 長 武村 美保	係 長 三村真都華	主 査 金子 愛 弓

第1回 四国中央市農業委員会総会 議事録

開会 令和3年4月5日(13:30~)
JAうま経済センター2階 会議室

局 長 みなさん、ご起立願います。

局 長 「礼」 ご着席ください。

局 長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会 長 (会長挨拶)

議 長 只今の出席委員数は、19名であります。

議 長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議 長 よって、第1回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 これより、会議を開きます。

議 長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、

9番 星川 俊夫 委員

11番 坂上 宏 委員

を指名いたします。

議 長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。

議 長 報告を求めます。三村 真都華 君

三 村 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」報告いたします。

番号1の案件については、令和3年2月22日解約。

番号2の案件については、令和2年12月1日解約。

番号3の案件については、令和3年1月31日解約。

番号4の案件については、令和3年3月8日解約。

以上、4件の解約通知がありましたので報告します。

議 長 以上で報告を終わります。

議 長 日程第3、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による 許可申請について」を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。大西 かおり 君

大 西 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による 許可申請について」説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号1の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は梅の栽培を予定しています。

なお、受人の経営農地面積が下限面積未満となっていますが、後ほど審議いただきます、議案第4号、番号10で、利用権設定の申請がなされており、今総会で承認されれば、下限面積以上となりますので、この案件についての許可日は、農用地利用集積計画の公告日ということとなります。

番号2の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号3の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は野菜の栽培を予定しています。

受付番号4と5の案件については、受人が同一人のため、まとめて説明します。両件ともに、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請

するもので、許可後は梅の栽培を予定しています。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1番、について質疑ありませんか。

委員 特に異議ありません。

議長 続きまして2番

委員 特に異議ありません。

議長 3番

委員 特に異議ありません。

議長 4番

委員 特に異議ありません。

議長 5番

委員 特に異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第4、議案第2号、「農地法第3条第1項の規定による許可後の取り消し願いについて」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。金子 愛弓 君

金子 それでは、議案第2号、「農地法第3条第1項の規定による許可後の取り消し願いについて」説明いたします。

番号1の案件については、平成17年11月9日に「農地法第3条第1項の許可」を受けた案件ですが、「許可後」当事者双方において、土地の売買契約が成立せず、所有権移転がなされなかったため、今回当時の両申請人により「許可の取り消し願い」が提出されたものです。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1番、について質疑ありませんか。

委員 特に異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 （「特になし。」との声）

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第2号、「農地法第3条第1項の規定による許可後の取り消し願い」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 （挙手全員）

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第5、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。金子 愛弓 君

金子 それでは、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」説明いたします。

申請件数は10件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」

「一般基準」とともに満たしております。

番号1の案件については、受人は、平成27年から申請地を借り受け、パネル設置用の支柱を埋設、上空部に太陽光発電パネルを設置し太陽光発電事業を営み、下部ではサカキの栽培を行っています。営農型太陽光発電事業については、3年ごとに一時転用の許可が必要であり、今回は更新のための申請です。申請地は、農業振興地域の農用地区域内ですが、営農型太陽光発電設備の支柱設置に伴う転用については、一時転用が認められており、営農状況も良好であることから、引き続き一時転用することは、やむを得ないと思われます。なお、今回の申請は、前回の許可から3年を経過してしまったため、始末書が提出されています。

番号2の案件については、受人は実家の近隣に新居を建築するため、申請地を借り受けての一般個人住宅建築で、申請地は、将来的に市街化が見込まれる地域であるため、農地を転用することについてはやむを得ないと思われます。

番号3の案件については、受人は太陽光発電事業を営む法人であり、日当たりが良く、太陽光発電事業に適している申請地を譲り受けての太陽光発電施設建設で、申請地は、地理的な条件などから営農不適であり、農地を転用することについてはやむを得ないと思われます。

番号4の案件については、受人は、現在の住居が子供の成長に伴い、手狭になったため、申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地は第3種農地であり、農地を転用することは、問題ないと思われます。なお、申請地は以前より、椿等の庭木を植えたものが生育しており、今回始末書が提出されています。

番号5の案件については、受人は現在、妻の父が所有する住居に居住していますが、手狭になったため、申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、

申請地は、将来的に市街地化が見込まれる地域であるため、農地を転用することについてはやむを得ないと思われます。

番号6の案件については、受人は総合物流業を営む法人ですが、社員の福利厚生の実施のため、申請地を譲り受けての社宅建築で、申請地は第3種農地であり、農地転用することは、問題ないと思われます。

番号7から9の案件については、受人が同一人のため、まとめて説明します。受人は不動産管理業を営む法人ですが、住環境が整っており、交通アクセスも良好な申請地を譲り受けての賃貸共同住宅建築で、申請地は、将来的に市街地化が見込まれる地域であるため、農地を転用することについてはやむを得ないと思われます。

番号10の案件については、受人は太陽光発電業を営む法人であり、日当たりが良く、太陽光発電事業に適している申請地を譲り受けての太陽光発電施設建設で、申請地は、小集団の農地であり、農地を転用することについてはやむを得ないと思われます。

番号11と12の案件については、受人が同一人のため、まとめて説明します。受人は製造業を営む法人ですが、従業員及び来客用の駐車場が不足していることや、資材置場が確保できず、支障をきたしているため、申請地を譲り受けての露天駐車場及び資材置場建設で、申請地は、既存施設の隣接地であるため、農地を転用することについてはやむを得ないと思われます。

番号13の案件については、受人は太陽光発電事業を営む法人であり、日当たりが良く、太陽光発電事業に適している申請地を譲り受けての太陽光発電施設建設で、申請地は、小集団の農地であり、農地を転用することについてはやむを得ないと思われます。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願いします。

議 長 番号1番

委 員 特に異議ありません。

議 長 2番

委 員 特に異議ありません。

議 長 3番

委 員 特に異議ありません。

議 長 4番

委 員 特に異議ありません。

議 長 5番

委 員 特に異議ありません。

議 長 6番

委 員 特に異議ありません。

議 長 7番

委 員 特に異議ありません。

議 長 8番

委 員 特に異議ありません。

議 長 9番

委 員 特に異議ありません。

議 長 10番

委 員 特に異議ありません。

議 長 11番

委 員 特に異議ありません。

議 長 12番

委 員 特に異議ありません。

議 長 13番

委 員 特に異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。よって、議案第3号は、「異議がない旨の意見」とすることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議 長 日程第6、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく、「農用地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。三村 真都華 君

三 村 それでは、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく、「農用地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」説明いたします。

番号1の案件については、5年間の賃貸借です。

番号2の案件については、4年間の使用貸借です。

番号3の案件については、2年8ヶ月の使用貸借です。

番号4の案件については、8ヶ月間の使用貸借です。

番号5の案件については、10年8ヶ月の使用貸借です。

番号6の案件については、8ヶ月間の使用貸借です。

番号7と8の案件については、3年間の使用貸借です。

番号9の案件については、10年間の使用貸借です。

番号10の案件については、3年間の使用貸借です。

番号11の案件については、7年間の解除条件付使用貸借です。

受人は昨年8月に農用地利用集積計画の公告により、個人名で農地を借りていましたが、受人が経営する法人として農地を借り直したいとのことで、個人名での貸借を合意解約し、受人が経営する法人として利用権設定するために申請されたものです。

番号12と13の案件については、5年間の賃貸借です。

番号14から23については再設定ですので説明は省略します。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。なお、番号14番から23番については再設定であります。

議 長 これより、質疑にはいります。
委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議 長 番号1番、質疑はありませんか。

委 員 特に異議ありません。

議 長 2番

委 員 特に異議ありません。

議 長 3番

委 員 特に異議ありません。

議 長 4番

委 員 特に異議ありません。

議 長 5番

委 員 特に異議ありません。

議 長 6番

委 員 特に異議ありません。

議 長 7 番と 8 番

委 員 特に異議ありません。

議 長 9 番

委 員 特に異議ありません。

議 長 10 番

委 員 特に異議ありません。

議 長 11 番

委 員 特に異議ありません。

議 長 12 番と 13 番

委 員 特に異議ありません。

議 長 番号 14 番から 23 番までの再設定について質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第 4 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認
(利用権貸借)」について、「支障がない旨の意見」とすることに賛成の委
員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第 4 号は、「支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 日程第 7、議案第 5 号、農業経営基盤強化促進法に基づく、「農用地利用集
積計画(所有権移転)の承認について」を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。三村 真都華 君

三 村 それでは、議案第 5 号、農業経営基盤強化促進法に基づく、「農用地利用集
積計画(所有権移転)の承認について」説明いたします。

番号 1 の案件については、農用地利用集積計画による所有権移転です。農

業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定される要件を満たす認定農業者が、農業振興地域内の優良農地を取得するための申請です。取得後は柑橘の栽培を予定しています。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 特に異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 この案件については、寺尾 悟志委員の関連案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、寺尾委員の退席を求めます。

(寺尾 悟志委員 退席)

議長 議案第5号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認(所有権移転)」について、「支障がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号は、「支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 寺尾 悟志委員の入室を許可いたします。

(寺尾 悟志委員 入室・着席)

議長 寺尾 悟志委員に報告します。寺尾委員関連案件の番号1番、「農業経営基

盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認（所有権移転）」については「支障がない旨の意見」とし、市へ答申することに決しましたので、報告いたします。

議 長 日程第8、議案第6号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて」を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。大西 かおり 君

大 西 それでは、議案第6号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて」説明いたします。

農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件を満たすこととなります。適格性を有するかどうかの証明につきましては、農業委員会が行うこととなっており、最終的に農地の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。

番号1の案件については、令和3年3月17日に申請者、地元農業委員、事務局で現地調査を行いました。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議 長 番号1番、質疑はありませんか。

委 員 申請者は、これまでも農業に従事しており、納税猶予を受ける適格性については問題ないと思います。また3月17日、現地確認を申請者と行いました。里芋や野菜の作付けを行っており、しっかりと管理がされていることが確認できましたので問題ないと思います。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第6号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて」、原案のとおり「適格者として証明」することに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。よって、議案第6号は、原案のとおり「適格者として証明」することに決しました。

議 長 日程第9、諮問第1号、「法定外公共財産（水路）の用途廃止について」を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。金子 愛弓 君

金 子 それでは、諮問第1号、「法定外公共財産（水路）の用途廃止について」説明いたします。

番号1の案件については、昨年11月5日開催の農業委員会総会において、「農地法第5条第1項の規定による許可申請」の「賃貸共同住宅」に係る審議で「異議がない旨の意見」を附して県へ進達した案件の関連です。今回、払い下げを受け、隣接する所有地と一体利用し、賃貸共同住宅を建築する予定です。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1番、質疑はありませんか。

委 員 特にありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第1号、「法定外公共財産（水路）の用途廃止について」は、「廃止しても支障がない旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は、「廃止しても支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 日程第10、諮問第2号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。大西 かおり 君

大 西 それでは、諮問第2号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」説明いたします。

番号1の案件については、個別除外の案件です。申請地は、自作農財産として、隣接する土地の所有者に農耕貸付を行っておりますが、現在はその大部分を屋根付きの作業所、倉庫などとして利用しています。借受人より、自宅敷地として購入したいとの申出が県にあったため、農林水産省及び県で検討したところ、申請地は、10年以上前から作業所等が設置されており、原状回復させるより、貸付区分を転用貸付に変更し、売払いを行うことが適当であると判断されたため、農用地区域から除外するものです。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1番、質疑はありますか。

委 員 特にありません。

議 長 ほかに、質疑はありますか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第2号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」は、「変更しても支障がない旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、諮問第2号は、「変更しても支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

議 長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

委 員 (委員より地域の方から相談を受けた農地の雑草の苦情について意見)

議 長 他にないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局 長 (事務報告)

議 長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。

これをもちまして、第1回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間 (14:20)

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 高 橋 博

委 員 星 川 俊 夫

委 員 坂 上 宏